

1 1 [Q&A]

県条例との関係について

Q 1 : 名古屋市内の事業所であれば愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出も提出する必要があるのか。

A 1 : 名古屋市内については、市条例（環境保全条例）と同等の定めがある県条例の規定は適用されません。そこで、取扱量及び管理書の届出は、名古屋市内の事業所であれば市条例に基づいて名古屋市に届出をするだけで結構です。

届出用紙について

Q 2 : 取扱量及び管理書の届出については、愛知県の様式で提出してもよいのか。

A 2 : 名古屋市内の事業所であれば、市条例に基づく名古屋市の様式で提出して頂く必要があります。

特定化学物質等適正管理書の変更の届出について

Q 3 : 管理書の変更の届出はどのような時に必要か。

A 3 : 管理書の内容を変更した時に届出が必要です。管理書に特定化学物質以外のVOCの適正管理方法や抑制計画等の内容を加えた場合や化管法施行令の一部改正にともない、特定化学物質が変更になった場合にも変更の届出を提出していただくようお願いします。（ただし、化管法施行令一部改正に伴うそれぞれの物質に付された管理番号（物質番号）の変更のみの場合は変更の届出は不要です。）

なお、法人の住所、名称、代表者、事業所の名称及び所在地が変更した際には変更の届出をしていただく必要はありません。